

情報公開・個人情報保護審議会 諒問・報告事項

件名	戸籍法等の改正に伴う戸籍副本データの送受信に係る戸籍情報システムの外部結合等について（情報項目の追加）
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

- ◇第17条第1項第2号（法令の定めに基づく外部電子計算機との結合）
- ◇第16条第1項第2号（法令に基づく電算開発等）
- ◇第14条第1項（業務委託）

(担当部課：地域振興部戸籍住民課)

事業の概要

事業名	戸籍副本管理システム
担当課	戸籍住民課
目的	<p>令和元年5月31日に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、公布後5年以内に施行される戸籍情報連携に関する改正法により、法務大臣が所管する戸籍副本データ管理センターに送受信する情報項目が追加された。同法に基づく全国一律の事務処理を適正に行うため、必要な外部結合、システム改修及び業務委託を行う。</p> <p>なお、同法改正の目的は、以下のとおりであり、戸籍事務における住民の利便性の向上に資するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政手続における戸籍謄抄本の添付省略（マイナンバー制度への参加） 2 戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略 3 本籍地以外での戸籍謄抄本の発行
対象者	新宿区の戸籍簿・除籍簿に登載されている者及び新宿区に戸籍届出をした者
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>区では、平成25年9月から、法令に基づき、大規模かつ広域な災害時に区市町村の保有する戸籍の正本データが滅失した際に、データをバックアップすることを目的として、戸籍副本データ管理センターとの外部結合を行っている（平成25年度第3回本審議会了承済）。</p> <p>この度、令和元年5月31日に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、公布後5年以内に施行される戸籍情報連携に関する改正法により、法務大臣が所管する戸籍副本データ管理センターに送受信する情報項目が追加された。</p> <p>送受信する情報項目を追加することで、段階的にマイナンバーを活用した行政機関等への戸籍関係情報の提供及び区市町村間での戸籍事務内連携を行うことが可能になり、社会保障手続などの行政手続において、身分関係の確認のために添付する戸籍謄抄本を省略できるようになるなど、住民の利便性の向上につながる。</p> <p>なお、今回の外部結合については、令和5年度（予定）から行政手続における戸籍謄抄本の添付省略等を実施するための前段階であり、まずは戸籍の附票データを利用して戸籍関係情報を紐づけるために情報項目の追加を行うものである。</p> <p>2 戸籍法等の改正に伴う報告事項</p> <p>(1) 外部結合の情報項目の追加</p> <p>既に外部結合を行っている戸籍副本データ管理センターと送受信する情報項目を追加する。</p> <p>(2) 戸籍情報システムの改修</p> <p>上記（1）の外部結合の情報項目の追加に対応するため、既存の戸籍情報システムを改修する。</p> <p>(3) 戸籍情報システムの改修の業務委託</p> <p>上記（2）の戸籍情報システムの改修業務を開発事業者（富士通（株））に委託する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>新宿区に本籍を有する者 387,838人（令和2年9月1日現在）</p> <p>新宿区に戸籍を届出した件数 12,837件（令和元年1月～12月）</p> <p>※個人情報の流れは、資料3-1-1参照</p>

◇法令等に基づく外部との結合(第17条第1項第2号関係)…報告事項

**件名 戸籍法等の改正に伴う戸籍副本データの送受信に係る戸籍情報システム
の外部結合について（情報項目の追加）**

※太字ゴシック(下線)は、平成25年度第3回本審議会了承事項からの追加内容

保有課（担当課）	戸籍住民課
登録業務の名称	戸籍副本管理システム
結合される情報項目（だれの、どのような項目か）	<p>1 対象者 ①新宿区の戸籍簿・除籍簿に登載されている者 ②新宿区に戸籍届出をした者</p> <p>2 情報項目 【法務大臣に送信する情報】 ①戸籍特定ファイル ②戸籍事項 ③個人特定ファイル ④氏名 ⑤身分事項 ⑥個人状態 ⑦除籍特定ファイル ⑧除籍個人特定ファイル ⑨除籍イメージ特定ファイル ⑩外字情報 ⑪帳票ファイル ⑫全部事項イメージ(PDF) ⑬異動情報 ⑭不受理申出情報 【法務大臣から受信する情報】 戸籍基本5情報（氏名、生年月日、続柄、本籍、筆頭者）、 情報提供用個人識別符号</p>
結合の相手方	法務大臣 が管理する戸籍副本データ管理センター ※管理者が管轄法務局から法務大臣に変更（戸籍法第119条の2新設）
結合する理由	<p>平成25年1月25日公布、同年3月1日施行の戸籍法施行規則の一部を改正する省令及びそれに伴い発出された平成25年2月14日付け法務省民一第121号通達により戸籍の副本を送信しなければならないとされた。</p> <p>令和元年5月31日改正戸籍法が公布され、公布後5年以内に段階的にマイナンバーを活用した行政機関等の戸籍関係情報の提供及び市区町村間での戸籍事務内連携を行うことから、まずは戸籍の附票データを利用して戸籍関係情報を紐づけるために情報項目を追加した戸籍副本データを送受信する必要があるため。</p>
結合の形態	<p>通信には総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用し、法務省から提供される市区町村専用装置により、データの送受信を行う。</p> <p>なお、送信の頻度は、日次送信から随時送信に変更する。</p>
結合の開始時期と期間	<p>令和3年7月20日から(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)</p> <p>※同日から戸籍副本を全件送付し、その後は、随時送受信する。</p>
情報保護対策	<p>外部結合に当たっては、「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」に基づき、次の個人情報保護措置を講ずる。</p> <p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。 システムを操作する職員には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導する。 「戸籍事務を処理する電子情報処理組織が備えるべき技術的基準について」（平成25年2月14日付法務省民一第122号通達）を遵守する。

【システム上の対策】

- 1 接続するネットワークは、専用回線を利用し、特定相手以外との通信は不可とする。
- 2 ファイア・ウォールにより、外部からの侵入を防止する。
- 3 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止する。
- 4 ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
- 5 システムの利用に当たっては、ユーザID・パスワード認証に加え、顔認証による確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外の利用はできないものとする。
- 6 システム利用者毎に、情報へのアクセスを制限し、職員が利用できる情報を限定する。
- 7 システムのログ管理や操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。
- 8 システムの利用パソコンには、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定し、情報を容易に外部へ持ち出せないようにする。
- 9 通信により交換するデータは、暗号化を実施する。

◇法令に基づく電算開発等(第16条第1項第2号関係)…報告事項

件名 戸籍法等の改正に伴う戸籍副本データの送受信に係る戸籍情報システムの改修について

保有課（担当課）	戸籍住民課
登録業務の名称	戸籍副本管理システム
記録される情報項目（だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか）	<p>1 個人の範囲 ①新宿区の戸籍簿・除籍簿に登載されている者 ②新宿区に戸籍届出をした者</p> <p>2 記録項目 ①戸籍特定ファイル ②戸籍事項 ③個人特定ファイル ④氏名 ⑤身分事項 ⑥個人状態 ⑦除籍特定ファイル ⑧除籍個人特定ファイル ⑨除籍イメージ特定ファイル ⑩外字情報 ⑪帳票ファイル ⑫全部事項イメージ（PDF） ⑬異動情報 ⑭不受理申出情報 ⑮情報提供用個人識別符号</p> <p>3 記録するコンピュータ 戸籍情報システム</p>
新規開発・追加・変更の理由	令和元年5月31日改正戸籍法が公布され、公布後5年以内に段階的にマイナンバーを活用した行政機関等の戸籍関係情報の提供及び市区町村間での戸籍事務内連携を行うことから、まずは戸籍の附票データを利用して戸籍関係情報を紐づけるために情報項目を追加した戸籍副本データを送受信する必要があるため。
新規開発・追加・変更の内容	戸籍情報システムから法務大臣が管理する戸籍副本データ管理センター（戸籍副本管理システム）に送信する情報項目に全部事項イメージ（PDF）、異動情報、不受理申出情報を追加し、戸籍情報システムに受信する情報項目に、情報提供用個人識別符号を追加する改修を行う。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 契約にあたり、仕様書に新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記するとともに、別紙「特記事項」を付すことにより個人情報及び特定個人情報の安全管理措置を徹底する。 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。 システムを操作する職員には、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導する。 「戸籍事務を処理する電子情報処理組織が備えるべき技術的基準について」（平成25年2月14日付法務省民一第122号通達）を遵守する。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 接続するネットワークは、専用回線を利用し、特定相手以外との通信は不可とする。 ファイア・ウォールにより、外部からの侵入を防止する。 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止する。 ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。 システムの利用に当たっては、ユーザID・パスワード認証に加え、顔認証による確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外の利用はでき

	<p>ないものとする。</p> <p>6 システム利用者毎に、情報へのアクセスを制限し、職員が利用できる情報を限定する。</p> <p>7 システムのログ管理や操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。</p> <p>8 システムの利用パソコンには、U S Bメモリ等の外部記録媒体を接続できないよう設定し、情報を容易に外部へ持ち出せないようにする。</p> <p>9 通信により交換するデータは、暗号化を実施する。</p>
新規開発・追加・ 変更の時期	<p>本審議会了承日から システム改修及び検証 令和3年7月以降 本稼働（予定）</p>

件名 戸籍法等の改正に伴う戸籍副本データの送受信に係る戸籍情報システムの改修業務及び保守業務の委託について

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	戸籍情報システム
委託先	富士通株式会社（プライバシーマーク及びISO27001を取得）
委託に伴い事業者に処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	<p>1 対象者 ①新宿区の戸籍簿・除籍簿に登載されている者 ②新宿区に戸籍届出をした者</p> <p>2 情報項目 【新宿区の戸籍情報システムに登載されている情報】 ①戸籍特定ファイル ②戸籍事項 ③個人特定ファイル ④氏名 ⑤身分事項 ⑥個人状態 ⑦除籍特定ファイル ⑧除籍個人特定ファイル ⑨除籍イメージ特定ファイル ⑩外字情報 ⑪帳票ファイル ⑫全部事項イメージ（PDF） ⑬異動情報 ⑭不受理申出情報 ⑮情報提供用個人識別符号</p>
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体（戸籍情報システム）
委託理由	既存の戸籍情報システムは、富士通株式会社が構築したものであるため、当該システムについて熟知している富士通株式会社に委託する。
委託の内容	<p>1 改修業務 戸籍副本管理システムに係る戸籍情報システム要件定義書（「平成6年11月付け法務省民二第7002号民事局長通達」の改訂版）に基づき戸籍情報システムを改修する。 改修の内容は、戸籍情報システムから法務大臣が管理する戸籍副本データ管理センター（戸籍副本管理システム）に送信する情報項目に全部事項イメージ（PDF）、異動情報、不受理申出情報を追加し、戸籍情報システムに受信する情報項目に、情報提供用個人識別符号を追加する。</p> <p>2 保守業務 ハード、ソフトの保守・障害復旧、運用支援、問い合わせ対応</p>
委託の開始時期及び期限	審議会了承日から令和3年3月31日まで（次年度以降も、同様の業務委託を行う。）
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 区と委託先の契約書には、「特記事項」（別紙）を付し、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。</p> <p>2 委託先が実施する検証作業は、テストデータを使い、実データを使用した検証作業は、区職員がを行い、個人情報を取り扱わせない。</p> <p>3 委託先が当該システム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告</p>

	<p>を求める、区が承認した後に実施する。</p> <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいが無いよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じる。 2 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。 3 OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。 4 職員が、システムを使用する際は、ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行う。 5 システムのアクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区と委託先の契約書には、「特記事項」（別紙）を付し、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。 2 委託先が実施する検証作業は、テストデータを使い、実データを使用した検証作業は、区職員が行い、個人情報を取り扱わせない。 3 委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させる 4 個人情報取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 5 作業室への入退室の際は、区の指定する責任者に報告を行い、作業中は区の指定する名札を着用させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいが無いよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせる。 2 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。 3 OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。 4 不具合等が発生し、委託事業者が直接障害対応する場合は、遠隔地からのシステム接続を禁じ、庁舎内で行わせる。

特記事項

(基本的事項)

- 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的祕密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製しては

ならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

